附属機関等の委員の公募について

附属機関等の名称	新潟市景観審議会
所掌事務	1　市長の諮問に応じ、新潟市景観条例(平成 19 年新潟市条例第 12 号)の規定に基づく景観の形成に関して必要な事項を調査審議すること。 2　市長の諮問に応じ、新潟市屋外広告物条例(平成 7 年新潟市条例第 59 号)の規定に基づく屋外広告物の規制等に関して必要な事項を調査審議すること。 3　前 2 項の諮問に関連する事項に関して必要に応じ、市長に建議すること。
委員任期	２年（令和８年９月１日から令和１０年８月３１日まで）
会議の開催予定等	年２回程度の開催予定 平日の午前９時から午後５時までの間で、２時間程度を予定 会場は新潟市役所の会議室を予定 委員報酬として会議１回につき１３，０００円を支給
募集人数 委員総数	３人（委員総数２０人以内）
応募資格・基準日	令和８年９月１日時点で、以下の全てに該当する者 ただし、当該附属機関の公募委員として過去に６年以上活動された者は除く （１）本市に在住する者で、満１８歳以上の者 （２）本市の附属機関等の委員に就任していない者 （３）本市職員及び本市議会議員ではない者
応募方法・期間	６月２２日（月曜）までに、景観についての作文（テーマは「歴史的な景観など地域資源を保全・活用した景観まちづくりの推進に向けて取り組むべきこと」、８００～１２００字程度）に、住所・氏名（ふりがなを記載）・性別・生年月日・職業・電話番号・メールアドレスとまちづくりに関わる活動歴があればその内容を記入した用紙を添えて、下記の問い合わせ先に直接お持ちいただくか、郵送、ＦＡＸ、Ｅメールによりご応募ください。直接持参の場合は、午後５時３０分まで、郵送は６月２２日（月曜）の消印有効、ＦＡＸ、Ｅメールについては６月２２日（月曜）中に送信いただいたものまで受け付けます。 受け付け確認後、7 日以内（閉庁日を除く。）に受け付け確認の連絡をいたしますので、連絡がない場合は必ずお問い合わせください。
選考方法	新潟市景観審議会の委員２名と都市政策部長を選考委員とする「新潟市景観審議会公募委員選考委員会」において、提出いただいた作文を審査し選考します。
問い合わせ先	〒９５１－８５５４ 住　所　新潟市中央区古町通７番町１０１０　古町ルフル５階 新潟市都市政策部まちづくり推進課 電　話　０２５－２２６－２７０７（直通） ＦＡＸ　０２５－２２９－５１５０ 電子メール　machisui@city.niigata.lg.jp